

令和9年度関税改正要望について

令和9年度の関税改正について、当省から財務省に提出した要望は以下のとおり。

WTO 及び EPA の国際約束を着実に実行するための要望

(1) 暫定税率及び特別セーフガード措置の適用延長（例年同様）

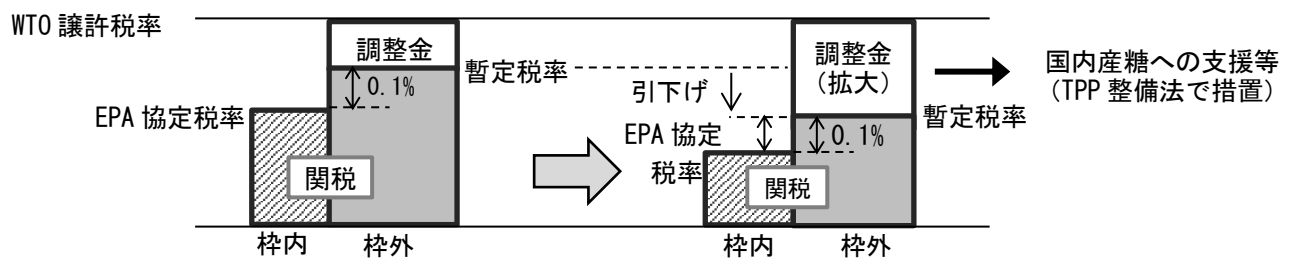
① UR 合意に基づいて関税化された農産品等に係る暫定税率

② UR 合意時に関税化された農産品について、輸入数量が一定の水準を超えた場合等に関税の引上げを行い得る WTO 農業協定に基づく特別セーフガード措置

について、1 年間以上延長。

(2) 加糖調製品の暫定（枠外）税率の引下げ（例年同様）

加糖調製品（粉乳調製品等）について、CPTPP 及び日 EU・EPA の協定（枠内）税率の引下げ状況を踏まえ、適切に調整金を徴収できるように、暫定（枠外）税率を来年度も同様に引下げ。



その他の要望

(3) 国際的な関税分類決定に伴う関税率表の改正（税率維持の要望）

大豆油かすの混合物等について、HS 委員会（関税分類の国際会議）における決定を踏まえ、現行適用税率が維持されるよう所要の改正。